

## 京丹後市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成26年12月15日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）  
公の施設の指定管理者監査

### 2 監査の対象

平成25年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせた指定管理者

#### (1) 株式会社糸悦ビル

対象施設：京丹後市浅茂川温泉『静の里』

所管課：スポーツ観光・交流課

#### (2) 株式会社スイス村管理組合

対象施設：京丹後市丹後半島森林公園『スイス村』

所管課：スポーツ観光・交流課

### 3 監査の範囲

平成25年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

### 4 監査の期間

平成26年10月6日から平成26年12月12日まで

（監査実施日：平成26年10月29日）

### 5 監査の方法

公の施設が適切に管理されているか、公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、会社役員から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

## 6 監査の結果

### (1) 株式会社糸悦ビル

#### ア 団体の概要

所在地：京都府京丹後市網野町網野240番地

設立年月日：昭和51年6月7日

土地建物賃貸借事業を主事業とし、レストラン、喫茶店等の経営、観光用土産物、生鮮食品、酒類、日用雑貨等の販売事業を展開している。京丹後市浅茂川温泉『静の里』の指定管理が始まった平成18年9月から指定管理者として施設の管理運営を行い、平成23年4月から二期目の指定管理者となっている。

#### イ 指定管理施設の概要

本施設は市民の健康の保持と増進を図り、併せて広く観光振興の拠点として市の活性化に寄与する目的で旧網野町により建設されたもので、温泉プールと温泉浴場が併設した施設である。

温泉プールは鉄筋コンクリート造平屋建ての施設で、25m×7コース、更衣室、事務室を有するもので、日本水泳連盟公認プールとなっている。

温泉浴場は昭和59年4月に鉄筋コンクリート造三階建ての施設として建設され、男女浴室、レストラン、売店、展望ロビー、休憩室、事務室などがあり、平成10年12月に浴室等がリニューアルされた。

#### ウ 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

#### エ 指定管理料及び利用者数等

施設名	年度	指定管理料	利用者数		使用料収入
			温泉浴場	プール	
京丹後市 浅茂川温泉 『静の里』	21年度	22,958千円	123,891人	36,169人	45,936千円
	22年度	22,958千円	118,385人	31,282人	41,811千円
	23年度	19,000千円	123,132人	32,485人	41,058千円
	24年度	18,500千円	115,790人	31,102人	38,956千円
	25年度	18,000千円	113,461人	28,335人	41,811千円

#### オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき執行されており、経理事務や日報記帳業務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられたので指摘しておきたい。

当施設は築後30年以上が経過しているが、よく管理されており施設利用に支障はないが、プール施設の内装等には古さが感じられた。温泉浴場については、浴場施設を平成10年に施設の海側に新しく増築し、一般浴槽として営業している。旧施設については一般浴槽を家族風呂とし、身体障害者浴槽と共に利用されていましたが、平成22年に温泉供給施設が故障し、その修理費が多額となるため改修が見送られ閉鎖となっている。

浅茂川温泉の泉源温度は約44度であるが、温泉水を受水槽に溜めてから温泉浴場で利用しているため、少し温度を上げる必要があることや温泉プールの水温維持のため、4基の灯油ボイラーを設置し温泉を加熱して利用している。平成25年度事業で再生可能エネルギーの推進とボイラー経費の節減のため、木質バイオマスボイラーを1基、バックアップ用灯油ボイラーを2基の整備に着手し平成26年6月に完成した。灯油に代わって木材チップを原料とした施設となり、ボイラー経費について3割減となる試算であり、維持管理経費の削減効果に期待したい。また、館内の照明設備についてLED照明へ交換工事を指定管理者で実施されており、経費節減への努力が伺える。引き続き、施設の適正管理と維持管理経費の節減に努められたい。

施設の利用者数については年々減少している状況であり、利用者増に向けてさまざまな機会が誘致活動が実施されているが、施設が最寄駅から遠方であること、駅からのバスやタクシーがないこと、施設の中に宿泊施設がないこと、温泉プールの温度が31度と高い設定であり大学の合宿に適さないことなどがネックとなっている。市内外からの誘客について今後も努力されたい。

温泉プールの施設利用料については、平成25年度は営利目的で年間を通して利用しているスイミングスクールへの利用料減免を見直し、利用料を高くしたことなどにより増加をしたものの、今後については利用者が年々減少する中、利用料の増加を見込むことは困難な状況である。

温泉浴場の経営内容については、年券の発行を行なうなど営業努力が伺えるが、温泉施設だけでは苦しく地場製品の販売やレストラン営業も行っている。苦しい状況の中、地元鮮魚の販売やウルトラマラソンや八丁浜ロードレース等のスポーツイベントへの協力など、地域と密着した取り組みをされており、評価したい。

施設利用者の危機管理については、従業員全員が救急救命士やAEDの研修を受けて不測の事態への準備が出来ており評価したい。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

市と指定管理者の間で締結した基本協定書の管理物品について、平成23年の協定書締結当時に備品台帳の整理が行われていたが、その後の管理がきちり出来ていない。また、市側もその確認が出来ていなかった。

市は施設の管理運営業務に関するモニタリングを実施することになっており、その結果を公表することとなっているが、平成25年度分についてモニタリング調査は実施されていたが結果の公表が出来ていなかった。

業務仕様書の保険加入業務の条項について、市が加入している総合賠償保険の対象に指定管理施設も含まれることとなったため、変更契約等の事務処理が必要であったが出来ていなかった。

所管課であるスポーツ観光・交流課は上記について適切に事務処理を実行され、指定管理者と締結した基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書に則った施設管理を実施し、公の施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。

## (2) 株式会社スイス村管理組合

### ア 団体の概要

所在地：京丹後市弥栄町野中2562番地

設立年月日：平成18年1月22日

京丹後市丹後半島森林公園『スイス村』の管理運営をするために、地元住民を中心に設立された法人で、指定管理が始まった平成18年9月から指定管理者として施設の管理運営を行い、平成23年4月から二期目の指定管理者となっている。

### イ 指定管理施設の概要

本施設は丹後縦貫林道沿線の地形及び恵まれた自然的条件を有効に利用し、本市の住民及び外来者の健全な野外活動と休養の場を提供することを目的として、旧弥栄町により丹後半島森林公園として整備された。

丹後半島森林公園（キャンプ場、バンガロー、テニスコート）、スイス村スキー場、スイス村高原休養センター（休憩室、食堂、高原浴場）、スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」などの施設となっている。

### ウ 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

### エ 指定管理料及び利用者数

施設名	年度	指定管理料	利用者数	使用料収入
京丹後市丹後半島森林公園『スイス村』	21年度	36,497千円	23,379人	41,336千円
	22年度	36,497千円	17,268人	40,342千円
	23年度	36,497千円	12,243人	30,426千円
	24年度	36,206千円	14,171人	33,447千円
	25年度	33,119千円	15,257人	35,235千円

## オ 意見

監査の結果、施設の管理運營業務は協定書に基づき執行されており、経理事務及び日報記帳業務等についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられたので指摘しておきたい。

### (丹後半島森林公園)

公園内のキャンプ場、バンガロー、テニスコートの施設については、昭和53年7月オープンとなった一番古い施設であり、施設の老朽化が見受けられるがよく管理されていた。

施設の利用は積雪時を除く4月から11月となっており夏休み期間が中心である。

### (スイス村スキー場)

施設は昭和59年12月にオープンしたもので、その後リフトの増設、ゲレンデの整備等の改修を行い現在に至っている。リフト施設や広大なゲレンデ用地については適切に管理されていた。

近年は降雪に恵まれ12月から3月までの営業が出来ており、平成25年度は7,615人の利用があった。

また、自主事業としてゲレンデに芝桜が植栽されて、オフシーズンでのスキー場の利用が図られていた。現在8万3千株が植えられており、更に3万から4万株を植える予定で10haの規模で日本一を目指している。春の開花シーズンには20日間で2,300人が来場され、年々増加しており評価できる。

### (スイス村高原休養センター)

施設は平成2年12月に整備されたもので休憩室、食堂、高原浴場があるが、休憩室と食堂については閉鎖されている。また、高原浴場についてもゴールデンウィークに3日間、盆期間に3日間の営業となっている。施設も老朽化が進んでおり営業には改修が必要であるが、営業日数を増やしても利用者増が見込めない施設となっており、今後の施設の存続を含めて検討が必要である。

### (スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」)

施設は平成14年6月に整備されたもので、1階がフロントと研修室、2階がゲストルーム（和室4部屋、洋室4部屋）、3階が展望レストラン『風』となっている。施設は大変綺麗でよく管理されている。

施設の利用は8月を中心に年間を通してあり、リピーターを中心に府外からも多くの利用がある。施設からの眺望は素晴らしいものがあり、良い立地条件となっているが、反面遠方であること、山の上で孤立していることなどが悪条件と考えられるが、そこを逆手にとった戦略も進められるとのことで、今後の誘客に期待したい。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

市は施設の管理運營業務に関するモニタリングを実施することになっており、

その結果を公表することとなっているが、平成25年度分についてモニタリング調査は実施されていたが結果の公表が出来ていなかった。

業務仕様書の保険加入業務の条項について、市が加入している総合賠償保険の対象に指定管理施設も含まれることとなったため、変更契約等の事務処理が必要であったが出来ていなかった。

所管課であるスポーツ観光・交流課は上記について適切に事務処理を実行され、指定管理者と締結した基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書に則った施設管理を実施し、公の施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。

スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」の施設用地の所有者が伊根町の部分があり、毎年借料が支払われている。また、施設全体の中には国有地となっているところがあり、整理が必要である。

丹後半島森林公園「スイス村」は、広い敷地と多くの施設の管理だけで大変であるが、老朽化による問題も深刻である。特にスキー場に於いては圧雪車の故障が続き営業に支障が出ている。いつ壊れるかわからない状態の中で心配しながらの運転となっており、高価な車両ではあるが更新や修繕対応について配慮されたい。また、集客について宿泊施設のPRや市内学校のスキー場利用等について関係部署と連携を図られたい。

京丹後市が平成25年5月に策定した公共事業見直し計画では、指定管理期間が終了する平成28年3月末をもって「移譲」の方針が示されているが、多くの施設について今後のあり方を含め課題を解決する必要がある。